

令和6年5月29日

各業所管官庁 担当部局 御中

デジタル庁戦略・組織グループマイナンバー広報担当
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
外務省領事局政策課海外邦人マイナンバーカード支援室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力をお願いについて
(依頼)

平素より、マイナンバー制度の推進・活用に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。
マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請枚数が1億枚を超え(2024年3月31日現在)、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、「1.(1) マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。」
「1.(2) 公金受取口座の登録ができます。」につきましては、引き続き、貴府省庁内における利用申込及び登録促進にも御協力くださいますようお願い申し上げます。

1. マイナンバーカードの機能等について

(1) マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

【本年12月2日から健康保険証の新規発行は終了します】

現行の健康保険証について、本年12月2日から新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行することとしています。同時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。

※有効期限が2025(令和7)年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。

また、本年12月2日以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付される予定です。

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

【マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください】

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで「医療費を節約できる」「より良い医療を受けることができる」「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除（高額療養費制度）」などのメリットがあります。医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

【簡単にマイナンバーカードを健康保険証としてご利用できます】

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、マイナンバーカードを取得した後に、以下3つのいずれかの方法でお申し込みができます。

- ① 医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、
- ② マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
- ③ セブン銀行のATMで健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが可能です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】マイナンバーカードは医療にも活用できます！篇（30秒）
(youtube.com)

URL:<https://www.youtube.com/watch?v=Z9VcK4Rkqvg>

【リーフレット】 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

登録はこちらから
(マイナポータル)

iPhone



Android



【マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合にはご連絡ください】

なお、一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーを設置し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることが義務化されています。そのため医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。

【マイナンバーカードを携帯しましょう】

本年12月2日から、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みへ移行します。外出の際もマイナンバーカードの携帯をお願いします。

（2）マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

2024年5月27日から、マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で国外転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口へ提出して海

外継続利用の手続を行うことで、手続終了後にお返ししたマイナンバーカードを、引き続き海外でもご利用いただけます。

また、海外から国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請ができるようになりました。なお、マイナンバーカードを利用して行う国内の各種サービスの中には、海外から利用できないサービスもあります。

(3) 公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度^{※1、2}は、国民の皆様には1人1口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます^{※3}。

※1 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

※2 今後（令和6年度末頃）は、パソコン等に不慣れな方にも登録をしていただけるよう、金融機関からも登録できるようになる予定です。

※3 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請などが必要になります。

登録は
こちらから



<ご参考> 預貯金口座付番制度とは異なる制度です

公金受取口座登録制度は、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度であり、任意で預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ること、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる「預貯金口座付番制度」とは異なる制度です。

預貯金口座付番制度については、デジタル庁 HP に Q&A を掲載しておりますので、よろしければこちら(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_faq_09) もご参照ください。

(4) スマホ用電子証明書搭載サービスが始まっています。

2023 年 5 月 11 日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、4桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

(5) 最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスが始まっています。

2023 年 5 月 16 日から、最新の利用者（基本4情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本4情報（住所、氏名、生年月日及び性別）を J-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既

存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QR コードを使ったような仕組みも検討していきます。

(6) マイナンバーカードを身分証明書としてご活用ください。

国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。

具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけていただきたいと思います。

また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とするような対応をお願いします。

2. 所管業界団体等への要請・周知について

各府省庁におかれましては、(1) のとおり、所管業界団体等に対してマイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、(2) の関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

(1) 要請文の発出

- ① 所管業界団体等及びその会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）及び独立行政法人等への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形2）を御活用下さい。
なお、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁の判断で適宜、要請文の文言は修正いただいて問題ございません。また、本依頼文書を添付していただいても差し支えありません。
- ② 通知の発出先については、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁において御選定いただきますようお願い申し上げます。なお、「独立行政法人等」には、各府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。
- ③ 通知の発出は、可能な限り速やかに実施して下さい。なお、各府省庁及び業界団体等における取組状況については、後日ご報告していただき、次回会議「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第7回）」（実施時期未定）において当庁から取りまとめ結果を発表させて頂くことを予定しています。（フォローアップの詳細・様式については、後日連絡いたします。）
- ④ 上記③のほか個別に所管業者のマイナンバーカードを使った実績等についてお伺いさせて頂くことがあります。その場合、個別に連絡させていただきます。

(2) 関連資料

- ・資料1_マイナンバーカードを健康保険証として使うには
- ・資料2_マイナンバーカードをご利用ください
- ・資料3_海外でもマイナンバーカードが作れます

- ・ 資料 4_本人口座登録のお願い
- ・ 資料 5_スマホ用電子証明書搭載サービス
- ・ 資料 6_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報(4 情報)提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでの周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

デジタル庁ウェブサイト

ホーム > 政策 > マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
> ロゴ、リーフレット等 > 広報資料

広報資料 | デジタル庁 (digital.go.jp)

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

デジタル庁戦略・組織グループ
コミュニケーションデザインチーム
マイナンバー広報担当
和泉・岡
電話 03-6872-6450（直通）

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
高月、植田
電話 03-5253-5366（直通）

外務省領事局政策課
海外邦人マイナンバーカード支援室
中村
電話 03-5501-8152（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室
草野・富田・高内・酒井
電話：03-3595-2174（直通）

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入ってください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの？

メリット
1

より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット
2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

自己負担限度額

※所得に応じて異なります

自己負担

支払不要

高額療養費として
健康保険組合等が支給

窓口負担（例：3割負担）

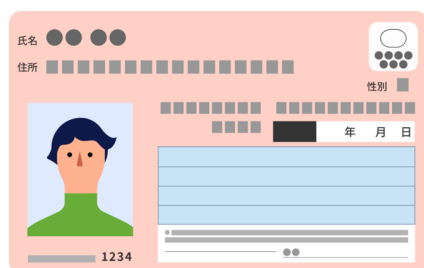
メリット
3

引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

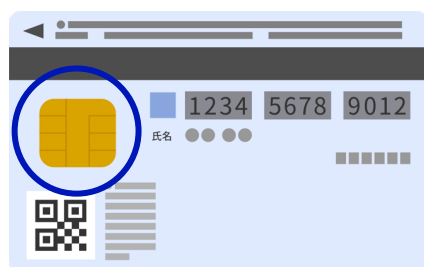
転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。

※新しい保険者へ加入の場合は手続きが必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

⚠️ ご注意ください！

**本年12月2日 から
現行の健康保険証は
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方

➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。



Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。



Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。



Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。
在留届については ▼
 Q で検索することも可能です。
マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報



国外転出者向けマイナンバーカードホームページ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

カード紛失時のご連絡
(24時間対応)

マイナ
03-6734-0170

海外からのマイナンバーカード申請方法

1 申請

方法① 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口へ提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

方法② 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/>



2 受取

① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールで届きます。

② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

海外でも

マイナンバー
カードが作れます

2024年 5/27 から

マイナンバーカード
国外利用が始まります！

マイナンバー
カードキャラクター

デジタル庁

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

交付申請書・暗証番号設定依頼書の記入の際の注意点

【交付申請書】

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書 【国外転出者用】

地方公共団体情報システム機構
※本籍地市区町村名を記載してください。

個人番号※1
ふりがな
氏名※2
(必ず記入)
番号 花子

国外での住所
(外国籍氏名)
市町村住所交付時、
この欄の記載を
必ず記入し、必ず
(必ず記入)

Address
2190 N. Canal Street,
Orange, CA 92865 USA

生年月日※2
(必ず記入、初回)
昭和60年 9月 1日

性別※2
(必ず記入)
男

カード受取
口住所公認
(必ず記入)
口日本国内 ()
口海外 ()

メールアドレス1
(必ず記入)
23-45

メールアドレス2
(任意)

電話番号1
(必ず記入)
23-45
(国番号: +) 0714-283-3551

電話番号2
(任意)
(国番号: +)

点字※4
☐ 点字表記を希望する(最大24文字まで、濁点等は1文字で)

☐ 申請不備による交付申請書の再提出の場合は、左の口を黒く塗りつぶしてください。
最近、3ヶ月以内に戸籍の届出を行った場合は、左の口を黒く塗りつぶしてください。

顔写真貼付欄
サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)
・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、露骨装束のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

本籍地
市区町村名
(必ず記入、政令市
の場合は区まで必須)
神奈川県
横浜
港北

国外での住所を英数字で記入してください。

国外に転出する際に、住所地市区町村に届け出た転出届に記載した転出予定日を記入してください。

カードの受取場所を記載してください。

メールアドレスや電話番号は、市区町村や在外公館からのご連絡に使用しますので、交付時まで連絡の付く連絡先をご記載ください。

政令指定都市の場合は区までご記載ください。

日本国内から連絡する可能性がありますので、電話番号は国番号から記載してください。

カードの受取に同行する可能性がある法定代理人が2名いる場合は、両名について記載してください。

「I(小文字エル)」と「1(数字のいち)」などの読み間違いを防ぐために、振り仮名をご記入ください。

【署名用電子証明書の暗証番号】
英大文字と数字の両方を使い6文字以上16文字以内

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、券面事項入力補助用の暗証番号】
数字4桁(3つの暗証番号は共通にすることが可能です。)

直近(3ヶ月以内)に戸籍の届出を行った場合は、
☐ を黒く塗りつぶしてください。

【暗証番号設定依頼書】

(1) 暗証番号を設定する (2) いずれの暗証番号も設定しない(顔認証マイナンバーカード)

(1)を選択した方のみ以下の欄に設定する(番号を記入してください。)

フリガナ	エ	ー	ビ	ー	シ	ー														
①署名用電子証明書 暗証番号	A	B	C	9	8	7	6													
②利用者証明用電子証明書 暗証番号	9	8	7	6																
③住民基本台帳用 暗証番号	9	8	7	6																
④券面事項入力補助用 暗証番号	9	8	7	6																

申請写真のチェックポイント



顔写真のチェックポイントに関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/photo/>



受け取りに必要な本人確認書類

◎ 在外公館で受け取る場合 → 旅券(※) 等

◎ 市区町村で受け取る場合 (次の書類が1点ずつ必要です)

① 旅券(※) ② 通常のマイナンバーカード交付の際に提示が求められる本人確認書類

(※) 戸籍上の氏名、生年月日が記載されている有効な旅券に限ります。

受け取りに必要な本人確認書類等に関するページはこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



日本国内で使っていたマイナンバーカードをそのまま海外で使う方法は？

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市区町村で転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口提出して海外継続利用の手続きを行ってください。

手続終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので
給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナちゃんの
マイナンバー



マイナちゃんの
預貯金口座

紐づけ



マイナちゃんの
マイナンバー



マイナパパの
預貯金口座

紐づけ



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



マイナンバー
カード



本人名義の
預貯金口座



マイナンバーカード読取に
対応したスマートフォン



マイナポータルアプリの
インストール

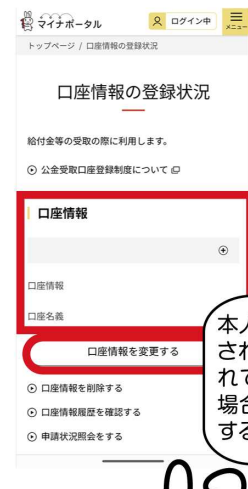
①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更

検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標登録です



スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから！



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

① マイナポータル利用

オンライン申請ができる！

自己情報が閲覧できる！

お知らせが届く！



子育て支援



引っ越し



確定申告
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



行政機関からの
お知らせ・各種証明書

② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④ 健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)



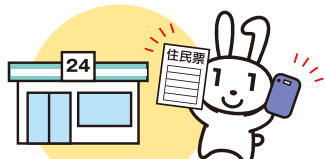
銀行・証券
口座開設



携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込



他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

お申し込みはカンタン！

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード
(6桁～16桁の英数字)
・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
をご用意ください。



STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。
※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の 失効手続・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続が必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき

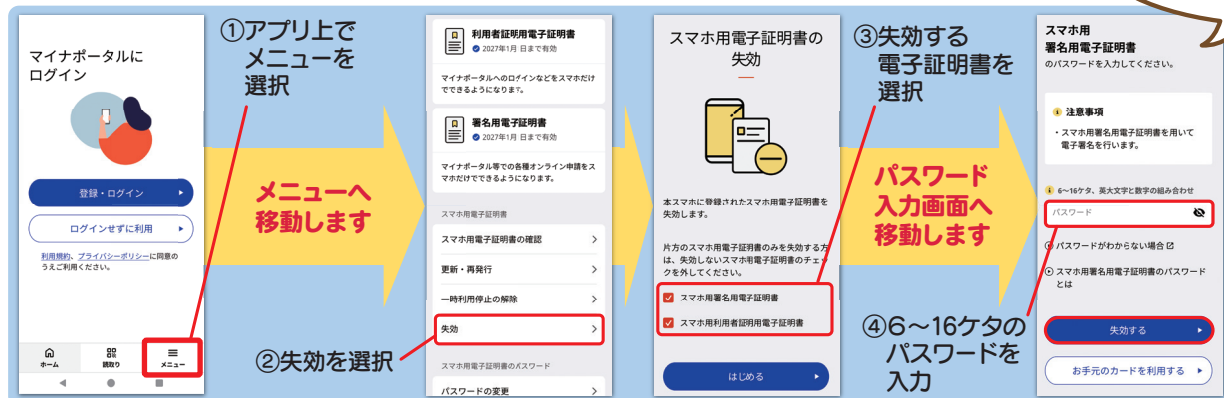


スマートフォンを
修理
に出すとき



失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリ**を開き、
失効手続を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。



パスワード忘れや
端末操作ができない場合は
マイナンバー総合フリーダイヤル
に対処方法をお問い合わせ
ください

マイナポータル
アプリの
操作マニュアルは
こちら



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁 総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続等のお問合せについて▶④

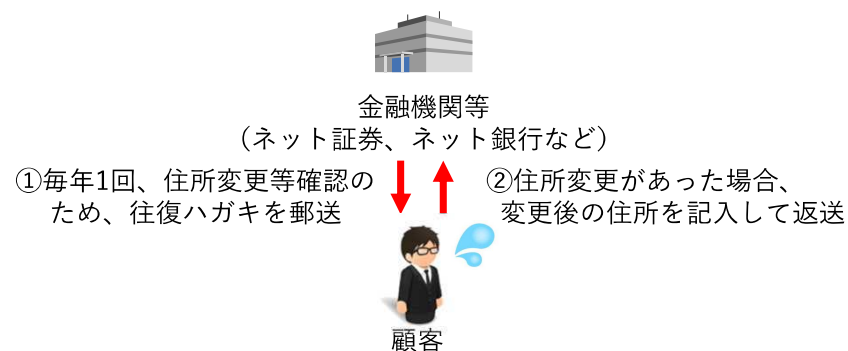
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

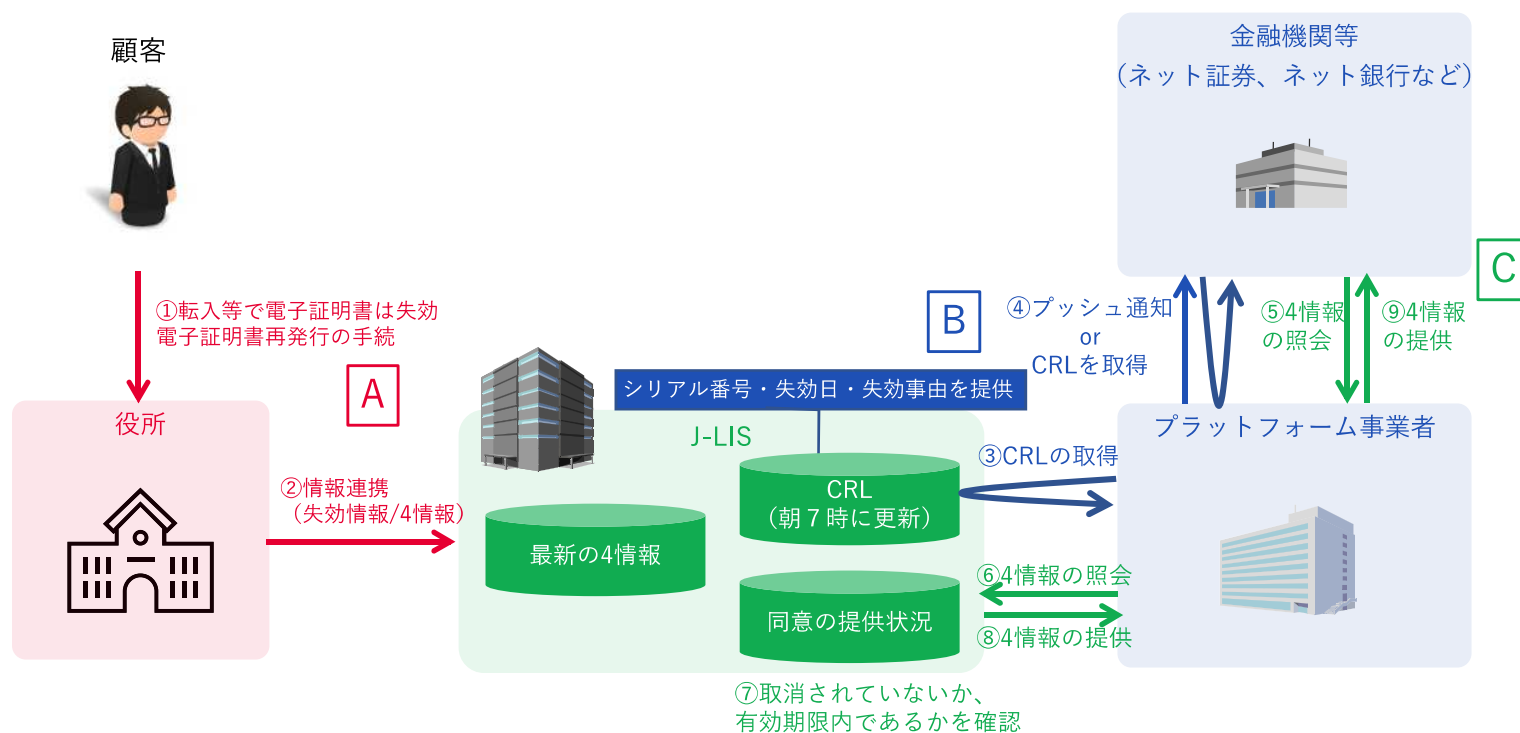
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

■ 利用者の住所異動から金融機関等が最新の4情報を取得するまでの流れ

- (下図A) 顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、4情報がJ-LISに連携される
- (下図B) プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL(失効リスト)をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- (下図C) 金融機関等は、個別に顧客の4情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の4情報を入手することができる



- CRL提供方式とは
CRL (=Certificate Revocation List) 提供方式とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的(1日1回等)にまとめて提供する方法

- OCSPレスポンス方式とは
OCSP (=Online Certificate Status Protocol) レスポンス方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式(左図⑥⑦⑧の一連の流れ)